

各重点事項の今後の進め方

平成18年3月20日
規制改革・民間開放推進会議

1. 公共放送の在り方の見直し

問題意識

多メディア化が進むなど放送を取り巻く環境は大きく変化しており、公共放送の在り方も見直しが必要になっている。

公共放送を担ってきたNHKを支える受信料については、契約対象世帯の約3割が支払っておらず、NHKの改革なくして視聴の有無にかかわらず国民に負担を求める制度を現行のまま維持することは限界に来ている。

検討の方向性等

関係方面の審議状況を見ながら、以下の方向で検討を進める。

「視聴者に与える放送」ではなく、「視聴者の満足を得る放送」である必要があり、NHKが提供している「公共放送」がそのようなものであるかのチェックが働くような方策を講ずる。

受信料制度は、視聴者の選択の自由、民間の有料放送等との公正な競争を制約する面があることから、NHKが担うべき公共放送の範囲、内容等を踏まえつつ、その在り方について必要な見直しを行う。

通信・放送の融合時代にあって、NHKが現行制度に安住することなく、むしろ、その有する資産（番組、人材、ノウハウ等）を十分に活かすことができるような方策を講ずる。

2. 通信・放送関連規制の見直し

問題意識

ブロードバンド化、デジタル化によって、通信と放送の融合は一層進展している。

一方、いくつかの施策が講じられてきてはいるものの、制度面の対応は融合の進展に必ずしも追いついていないのが現状である。

検討の方向性等

国民が魅力あるコンテンツを自ら望む手段で享受することができるよう、関係方面の審議状況を見ながら、以下の方向で検討を進める。

通信・放送双方に共通する事項については、同一の制度の下で規律する。

放送分野（特に地上波）を中心に競争を促進するための施策を講ずる。

コンテンツの充実を図るべく、番組制作等における競争を促進するための施策を講ずる。

以上の他、市場支配力を有する通信事業者への事前規制の在り方について検討する。

3．教育バウチャーの導入

問題意識

教育の公的助成は学級数・教員数を基準とする機関補助となっているため、教育サービスの質に対する児童生徒・保護者の評価が反映されず、学校側に改善努力のインセンティブが働きにくい。

児童生徒一人当たりで見た場合、国公立学校に対して私立学校を大きく上回る公的助成が行われており、それが負担の格差にも反映されているため、経済的条件等によって児童生徒の教育を受ける権利の公平性が損なわれている。

検討の方向性等

政府として平成 18 年度に結論を得るとされていることを踏まえ、望ましい制度設計及び必要な環境整備の在り方について検討を深める。なお、検討に際しては、学校選択制の全国普及策についても併せて議論を深める。

4．教育委員会制度の見直し

問題意識

現在の教育現場は、教育サービスの受益者である児童生徒及びその保護者の要望・意見に対して、明確な権限と責任に基づいて即応できる体制にはない。

教育現場における重要事項や基本方針を決定する教育委員会については、必ずしも児童生徒・保護者の利益を第一に考えるのではなく、むしろ児童生徒・保護者を行政措置の対象として、あるいは教える側の教員の視点から捉えがちとの指摘がある。

検討の方向性等

教員評価・学校評価制度の確立や学校選択の自由の徹底を通じて、学校経営に児童生徒・保護者の意向等を反映するとともに、児童生徒・保護者本位のガバナンスを早急に確立し、それらの意向等に迅速に対応する機能を強化するため、地方公共団体、教育委員会等の意見を聴取しつつ、以下の方向で検討を進める。

教育水準（学習指導内容、教員の質、学校の質）のナショナルミニマムを確保するために必要な国の権限と責任以外は、児童生徒・保護者に可能な限り近い主体に付与する。

その際、権限を有する主体に対して責任を同時に付与し、権限と責任の主体を一致させることに留意する。

5．認可保育所における利用者との直接契約制の導入等

問題意識

現行の保育制度は、「保育に欠ける子」を対象として官から与えられる「福祉」として認可保育所が市町村から委託を受けてサービスを提供しているため、利用者の多様なニーズに応じて質の高いサービスを効率的に提供しようというインセンティブが働きにくい。

公的補助において認可保育所とそれ以外の保育サービスの間には大きな格差があり、認可保育所では多くの待機児童が発生するとともに、それ以外のサービスを享受できる利用者は限られ、サービスの質の確保も十分でない。

検討の方向性等

地方公共団体、事業者等関係者から意見を聴取しつつ、以下のような検討を進める。認可保育所における利用者との直接契約制の導入、保育サービスへの予算配分方式の見直し等によって、「利用者がニーズに応じて自由に保育サービスを選択できる仕組み」に転換すべく、以下の論点を中心に検討する。

「保育に欠ける」という入所基準の見直し

利用者の選択の自由の確保

サービスのコストに見合った適正かつ公平な利用者負担の実現

保育サービスに関する情報公開の徹底

認可保育所とそれ以外の保育サービスの間での利用者負担の公平化

利用者との直接契約及び施設による自由な料金設定等が可能となる「認定こども園」（幼保総合施設、本年10月1日施行予定）に関する制度が広く活用されるよう、認定基準等具体的な制度設計についてフォローする。

保育所事業への参入の容易化、事業者の創意工夫の発揮など保育サービスの質量両面の拡充に資する、その他の規制改革事項（認可保育所の設置主体制限の見直し、設置基準の弾力化、剰余金の使途の弾力化等の規制改革措置の実施状況のフォローアップを含む）についても検討する。

6．在留外国人の入国後のチェック体制の強化

問題意識

我が国に受け入れた外国人及びその家族の人権や文化的・社会的背景に配慮しつつ、受入れ国の経済・社会で生活する上での諸権利を認めるとともに、義務の履行を確保することが必要である。

検討の方向性等

第2次答申記載事項が確実に措置されるよう対応する。具体的には、各省が「活動に基づく資格」と「身分・地位に基づく資格」とを問わず効率的な情報の収集を行い、収集された情報は法務省にて集中管理され、必要な情報は各省・地方公共団体からの照会に応じ随時提供される仕組みを構築

- ・併せて、不法就労者を使用する事業主への厳格な対処等、使用者に対する責任の明確化を検討

7．専門的・技術的分野における外国人受入れに係る範囲・要件の見直し

問題意識

昨年4月の「日本21世紀ビジョン」でも提案された、広義の資格・技能を持ち、職場や生活にあって不自由のない日本語の能力のある外国人には、広く日本での就労を認めるとの観点や産業及び国民生活に与える影響等を勘案した総合的な観点より、必要な施策を検討し、早急に結論を得ることが必要である。

検討の方向性等

「範囲の拡大」については、我が国の国家資格を得た外国人には当該資格が許す範囲で我が国での就労を認めるとの観点から、第1次答申(追加答申)・第2次答申において「今後の課題」として掲げた、外国人介護福祉士の就労制限の緩和に取り組む。

「要件・手続の緩和」については、対日直接投資を促進する観点から、在留資格「企業内転勤」が認める活動の緩和(在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」に加え、「研究」・「技能」の項の包含)、外国人毎の個別申請だけでなく包括申請を認めることに取り組む。

8 . 資本市場についてのルールの特明確化、監視機能の見直し

問題意識

昨今生じている諸問題を背景に証券市場に対する不信感が高まっている。このため、誰もが安心して参加でき、自由で活発な取引を行うことができる市場のルール・監視機能のあり方について検討する。

市場のルールについては、経済法規は、行為の「形式」で判断するのではなく、経済的実質を一層重視したものとすべきである、一方、市場参加者にとってルールの明確さは重要。これを当事者の自己責任だけに委ねてよいか、との視点から明確化を図る。

監視機能のあり方については、証券市場におけるルール違反に対しては厳格な対処が必要ではないか、こうした違反に対するエンフォースメント（ルールの実効性の確保）が十分ではないのではないかと、との視点から見直しを行う。

検討の方向性等

関係省の意見等も聴取しつつ、以下の方向で検討を進める。

市場のルールについては、「行政機関による法令適用事前確認手続」（いわゆるノーアクションレター制度。以下NAL）の充実を目指す。

現状は、どこまでをNALの対象法令とするか等の判断は各省庁に委ねられており、その範囲は各省庁によってまちまちである。このため、特に市場ルールに係る法令について、広くNALの対象とする方向で検討する。

監視機能のあり方については、まずは当面の措置として、証券取引等監視委員会の有する勧告、告発といった権能の一層の活用、課徴金制度の適用強化を通じたエンフォースメントの強化を図る方向で検討する。

9 . 一定期間経過後の規制の見直し基準の策定

問題意識

規制導入後の社会経済情勢の変化の中で、その意義や必要性が低下したにもかかわらず見直しが行われないような場合には、多くの問題・弊害を引き起こすことがあると考えられる。

検討の方向性等

当会議及び前身の総合規制改革会議等の規制改革推進機関において審議してきた事項から、法律、政省令、通知・通達等についての具体的事例を抽出しつつ、基準の策定に向けた考え方の整理を進める。

10 . 国と地方の規制合理化

問題意識

地方分権を推進する上で、国による地方への過剰な関与・規制が弊害となっている事例がある。他方、地方公共団体の各種手続の様式等が各自治体で独自に定められているが故に、自治体の行政区域を超える事業活動を行う企業にとって非効率な事務を強いられている事例がある。

検討の方向性等

国による地方への過剰な関与・規制が弊害となっている規制について、各WGとも連携し、これまでに要望を受けた事項等について、規制改革の視点から再精査を行う。また、様式の違い等自治体をまたいだ活動が行いにくくなっている事例について、できる限り合理化するための方策について検討を行う。

11 . 資格制度の見直し

問題意識

資格制度については、昨今のさまざまな事件に関連して、問題点も指摘されているところである。また、国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点も含め、これまでに前身等の会議において策定してきた資格制度に関する基準・視点について、再検証する必要がある。

検討の方向性等

業務独占資格を中心に各制度の現状を把握し、論点整理を行った上で、これまで行政改革委員会等において策定してきた資格制度の見直しの基準・視点について、必要な見直しを行う。